

令和8年5月29日
国土交通省関東地方整備局
企画部
道路部

猛暑期間を休工可能とする試行工事を発注します。

～鋼橋上部工事で初めて試行工事の発注手続きを行います。～

関東地方整備局では、これまでアスファルト舗装工事で本試行を進めてきましたが、このたび、政府調達協定対象である鋼橋上部工事として初めて、猛暑期間の休工を可能とする試行工事（R8国道158号松本波田道路新村高架橋上部工事）の発注手続きを実施します。

国土交通省では、地域の実情や現場の状況等に応じて、受注者が施工の時期、時間や方法を柔軟に選択できるように、工期の設定、新技術の導入や熱中症対策に係る費用等について支援する取組を「建設工事における猛暑対策サポートパッケージ」としてとりまとめています。

関東地方整備局では、猛暑対策の一環として、本年度より、過去のWBGT値等を踏まえた猛暑期間をあらかじめ「準休工期間」に設定し、受注者が任意に休工期間を設けることができる試行を行っており、今般、初めて鋼橋上部工事に適用し試行工事の発注手続きを実施することとしました。

関東地方整備局としては、既に発注・契約済みの試行工事を含めて効果的な猛暑対策を着実に推進し、建設業の就業環境の改善と担い手の確保に取り組んでまいります。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、埼玉県政記者クラブ

<問い合わせ先>

（猛暑対策サポートパッケージ、猛暑期間を休工可能とする試行について）

関東地方整備局 企画部

電話：048-601-3151（代表） FAX：048-600-1374

技術管理課 建設専門官 中澤（なかざわ）（内線：3312）

（試行を適用する鋼橋上部工事について）

関東地方整備局 道路部

電話：048-601-3151（代表） FAX：048-600-1386

道路工事課 建設専門官 篠崎（しのぎき）（内線：4354）

《猛暑期間を休工可能とする試行の概要》

○特記仕様書に示す休工を見込む期間（準休工期間）の間で、受注者は任意で休工期間を設定できるものとしています。

※休工期間を設定する場合、最低2週間程度の休工を必須としています。

※猛暑対策が不要と判断できる場合には、休工期間を設定しないこともできます。

○休工期間を変更する場合は、協議を行うものとし、設計変更の対象とします。

（参考）建設工事における猛暑対策サポートパッケージおよび事例集 <https://www.mlit.go.jp/about/nettyuu.html>

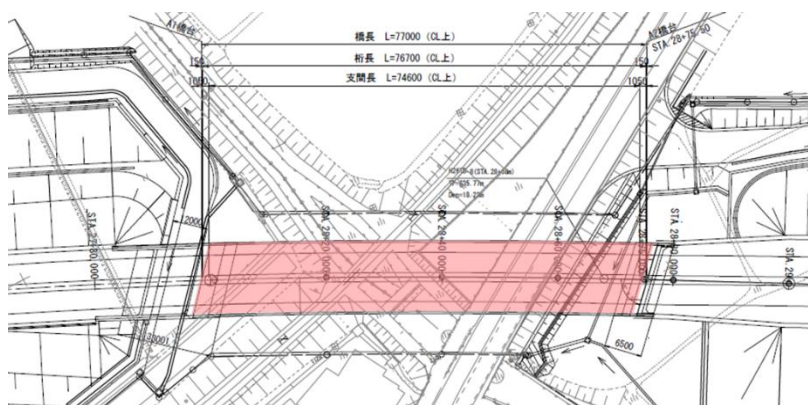
《試行対象とする本官工事の概要》

工 事 名：R 8 国道 1 5 8 号松本波田道路新村高架橋上部工事 工事箇所：長野県松本市新村地先
工 期：契約締結の翌日から令和 11 年 2 月 28 日 工事内容：工場製作工 1 式、架設工（送出し架設） 1 式

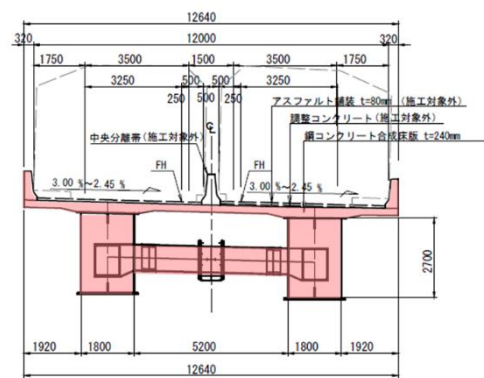
位置図



平面図



標準断面図



※本資料における図は本工事の概要を示すものであり、実際の工事内容を示すものではありません。 ：工事対象

<参考> 令和8年度における猛暑期間を休工可能とする試行工事の一覧（分任官工事を含む）

区分	事務所	工事種別	工事件名	受注者	公告日 開札日	契約日 履行期限
本官	長野国道事務所	鋼橋上部工事	R 8 国道 1 5 8 号松本波田道路新村高架橋上部工事	-	R8.5.29 R8.9.4	- -
分任官	宇都宮国道事務所	アスファルト舗装工事	R 7 小山出張所管内路面補修工事	昭和建设（株）	R8.1.19 R8.3.2	R8.3.16 R8.12.25
分任官	高崎河川国道事務所	アスファルト舗装工事	R 7 国道 5 0 号前橋笠懸道路赤堀今井地区舗装その1工事	沼田土建（株）	R8.2.6 R8.3.18	R8.3.31 R9.1.8
分任官	高崎河川国道事務所	アスファルト舗装工事	R 7 国道 5 0 号前橋笠懸道路赤堀今井地区舗装その2工事	岩上建設（株）	R8.2.6 R8.3.18	R8.3.30 R8.12.11
分任官	大宮国道事務所	アスファルト舗装工事	R 7 熊谷国道出張所管内舗装修繕他工事	北川ヒューテック（株）	R8.1.30 R8.3.12	R8.3.31 R9.2.24

※本一覧は令和8年5月29日時点の試行工事を示すものであり、状況に応じて試行工事を追加する場合があります。